

明代茶馬貿易の研究(上)

—茶法を中心として—

谷 光 隆

【要約】 明代においては初め、四川・陝西に權茶法が実施され、西番との間に茶馬貿易が行われた。そして洪武二十年前後までは四川・貴州・雲南方面にその重心が在ったが、それ以後は陝西方面に重心が移り、洪武二十六年には「金牌信符」の制が定められた。それは三年に一度つづ四川の巴茶約一百万斤を軍夫によって河州・洮州・西寧の三茶馬司に運び馬約一万四千匹に換えたもので、正統十四年に停止されるまで続けられた。これが即ち官運と云われるもので、明初の茶馬貿易が政府の強い統制下に置かれていたことを物語るものである。然るに成化以来は陝西の漢茶が飛躍的に増産され、弘治三年以後はそれが商人によって茶馬司に運ばれるようになり所謂商運が開始され、越えて正徳元年には「官商対分」の方式が決定された。それは茶馬司に到着せる茶の半額を商人に与えてその自売を許すものであるが、正規の茶馬貿易は之によって側面から圧迫を受け、良茶従つてまた良馬は商人の手に帰することとなった。而してそれはまた内地の民間孳牧制度下において、正徳二年以来公認されるに至つた備用馬の買解に當つて、その重要な買解の対象ともなったものである。

史料 四九卷五号 一九六六年九月

唐宋以来中国の西境において行われた茶馬貿易については、既に先学によって若干の論考が発表されているが、それらは大抵まず中国の茶法に対する関心より発したものの如くである。これに対して私は明代の馬政を体系的に叙述せんとする関心より発し、その一環としてこの問題を考察するものである。但しその方法としてはやはり茶法の変化

より観察するのが便宜なので、本論文には—茶法を中心として—という副題を附しておいた。しかし明代の茶馬貿易を論ずる場合には、茶法の変化より観察することのほかに、蒙古族の青海への侵入という特殊事情をも度外視することができない。只その点は紙幅に制限があるので、別の機会に発表することとしたい。

一 四川・貴州・雲南の茶馬貿易

明代の茶馬貿易については、既に中国の李光壁氏に「明代西茶易馬考」(『中央亜細亞』二一三、一九四三年)なる論考があるが、筆者はいまだ寓目の機を得ないので、以下に論ずるところは暫らくその成果を考慮の外に置いたものである。

さて周知の如く中国西境の茶馬貿易は、唐宋以来制番控虜の上策として行われて来たが、就中明の制は尤も嚴密であつたと云われている^①。それは政府が官茶の確保と私茶の防止のために、四川・陝西において權茶法(『禁茶法』)を実施したことを指すのであるが、しかしこの敵法も明一代を經過する間には、おのずから頽廃と弛緩を免かれなかつた。本篇はとくに權茶法の崩壊と、それを反映する茶馬貿易の実態を考察しつつ、それが明代馬政の上において有する諸關係を究明せんとするものである。而してその場合、考察の中心に置かれるのは陝西の茶馬貿易であるが、それについて論ずる前に、一応四川の茶馬貿易についても簡単に言及して置きたい。

太祖が四川方面の平定に成功したのは洪武四年のこと

あるが、太祖実録卷七七、洪武五年十二月乙未の条には次の如き記事が載っている。

四川茶塩都轉運司言。碭門・永寧・筠連諸処所産之茶。名剪刀鉞葉。惟西番・夷獠用之。自昔商販未嘗出境。既非茶馬司巴茶之比。宜別立茶局徵其稅、易紅纓・毳衫・米布・椒蠟、可資國用。其居民所収之茶。亦宜依江南茶法、於所在官司、給引販賣、公私便之。今擬設永寧茶局一。曰界首鎮、歲収茶一十八萬八千斤。雅州茶局一。曰碭門、歲収茶四十一萬一千六百斤。成都茶局三。曰灌州、歲収茶七千四百三十斤。曰安州、歲収茶、萬三千一百七十斤。曰筠連州、歲収茶二十九萬六千二百八十斤。既収則徵其什一於官。詔從之。

すなわち四川のなかでも碭門(四川省榮經縣西北)・永寧(四川省叙永縣)・筠連(四川省筠連縣)など西南部に産する茶は品質がよくないので、其処で收穫された茶に対しては江南の茶法と同様に通商法を行わしめ、その官に徴収した茶も西番・夷獠との貿易において紅纓・毳衫・米布・椒臘などに易えたとあり、特に之が馬匹市買のために用いられたように云っていない。しかしこれらの地に産する茶をもって、茶馬貿易の資に充てんとする意図が明朝の側において全くなかったわけでもないので、同卷一五六、十六年

八月壬午の条には、

兵部奏定。永寧茶馬司以茶易馬之餉。宜如河州茶馬司例。凡上馬每匹給茶四十斤。中馬三十斤。從之。

とあり、永寧には歴然と茶馬司まで設置されていたのであるが、但しそれが幾ばくもなく廃止されているのは、やはり所期の目的を達し得なかったためであろう。また英宗実録卷一一六、正統九年五月乙亥の条に、

四川布政司奏。叙州府高鼎筠連茶課司茶。不堪易馬。連年收積無用。事下戸部覆議。以為宜裁革茶課司、其原收茶、每一斤折鈔一貫、准作官員俸糧。從之。

とあり、筠連に茶課司が設置されたのは本来茶馬貿易を目的とするものであったが、この場合にもやはり所期の成果を収めることは出来なかったのである。永寧・筠連における茶馬貿易が、殆んど所期の目的を達し得ないまま、其処に設置された茶馬司や茶課司が早く廃止されているのとは比べると、碶門に設置された茶馬司は、後にいう陝西の三茶馬司と並んで明末まで存続している点、確かに注目に値することである。雅州碶門茶馬司の設置については、太祖実録卷一七七、洪武十九年二月乙巳の条に、

置雅州碶門茶馬司。秩正九品。設大使・副使各一人。

と見えているが、これは永寧茶馬司の廃止された翌月に当るから、或はこの時四川における茶馬貿易の重心が永寧より碶門に移ったことを意味するものかも知れない。^④蓋し碶門はいわゆる三十六番が中国に入貢する要路に当たっているから、茶馬司をこの地に移転することは十分考え得べきことである。^⑤しかし碶門における茶馬貿易の実情についてみると、同卷一九六、二十二年六月丙寅の条には、

四川嚴州衛奏。每歲。長河西等處番商。以馬于雅州茶馬司易茶。其路由本衛經黎州。始達茶馬司。茶馬司定餉。每堪中馬一匹。給茶一千八百斤。命於碶門茶課司支給。不惟番商往復路遠。實且給茶太多。今宜量減馬餉。宜置茶馬司於嚴州、將碶門茶課司所貯茶、運至於此、馬至則驗馬之高下、以茶給之。詔。茶馬司仍旧。推定其餉。上馬一匹与茶一百二十斤。中馬七十斤。駒馬五十斤。番商有不願者聽。

とあり、また同卷二五六、三十一年二月丙午の条には、

上諭左軍都督府左都督徐增壽曰。曩因碶門拒河西口。道路險隘。以致往来跋涉艱難。市馬數少。今聞。有路自碶門出枯木任場、徑抵長河西口、通雅道長官司。道路平坦。往来徑直。爾即檄所司。開拓以便往来。

とある。すなわち長河西（西康省康定方面）より碶門に至るには道路が險阻で往來が困難であり、そのために給茶の量は多く市馬の数は少ない結果となっていたのである。しかしそれにも拘わらず、四川の碶門茶馬司が陝西の河州・洮州・西寧三茶馬司と並び称せられたのは、洪武のとき帝都が金陵（南京）にあり、この方面に軍事力の重心を置くことの必要から、軍馬輸入の点においても四川をあながち無視することが出来なかったためであろう。しかるに永樂以後は帝都が北京に定められたのであるから、碶門茶馬司の存在意義はこれを契機として急激に低下したのである。万曆四川總志卷二一、經畧志、茶法の条に見える巡撫都御史劉大謨の博采茶議には、

国初。定鼎金陵。滁・和番牧。雅州・松州・河州有茶馬互市。馬之資於此者。纔千百之十一耳。永樂以後。騏驎駿驄。尽冀北之羣。平涼專設憲臣。以提督茶馬。遼東・山西・甘州之囤牧。直隸・河南・山東之□驛種。皆材之良。而馬之產於南者。不復入關。於是乎、四川茶馬之法壞矣。

とあり、永樂以後四川の茶馬貿易は実質的にはすでに崩壊し去ったことを推察せしめるが、明史卷八〇、食貨、茶法

の条にはまた、

其通道有二。一出河州。一出碶門。：四川茶課司。旧徵數十万斤易馬。永樂以後。番馬悉由陝西道。川茶多過爛。とあり、永樂以後茶馬貿易の重心は陝西に移動したことを言っている。

万曆会典卷三七、戸部、課程、茶課の条には、
洪熙元年令。四川保寧等府所屬原額官茶。照例升納。罷買民茶。若官倉見積茶。堪中換馬者。仍留支用。芽茶依當地時價。作官吏俸給支銷。不堪換馬葉茶。具奏覆驗燒毀。

とあり、洪熙元年に至って所定の税額を徴収する以外には、別に民茶を収買することを止めているが、これも以上の次第でその必要がなくなったためであろう。また皇明經世文編卷一四九、王氏家藏文集に見える王廷相の敵茶には、
我朝洪武中。川陝皆置茶馬司。收巴茶易馬。頗獲其利。至成化中。議者以。馬之用急於三辺。而川馬遠不可至。茶之利分於川蜀。而洮・河所利則微。故川中茶馬停止。而独行於河州。是以川茶惟嚴禁約。而諸番無以仰給矣。

とある。^⑥すなわち永樂以後四川の茶馬貿易は次第に衰微の傾向にあったのであるが、ことに成化年代に入ると殆んど

その機能を喪失したのである。それは当時陝西三辺(延綏・寧夏・甘肅)に対する蒙古族の侵寇を撃退することが、明朝側における軍事活動の中心となったが、その際四川方面より軍馬を輸送することは、地理的に見て最も不得策であったために外ならない。

洪武のとき、四川における茶馬貿易がともかくも積極的な意欲をもって推進されたことは上述の如くであるが、同じことは貴州・雲南方面についても言えることである。太祖が貴州・雲南を征討したのは洪武十四年のことであり、翌十五年正月には貴州都指揮使司を置き、また雲南左右前後・普定・黃平・建昌・東川・烏撒・普安・水西・烏蒙・芒部・尾洒の十四衛指揮使司を置いた。而して太祖実録卷一六二、洪武十七年五月辛丑の条には、

割雲南東川府。隸四川布政使司。改烏撒・烏蒙・芒部為軍民府。而定其賦稅。烏撒。歲輸二万石・毳衫一千五百領。烏蒙・東川・芒部。皆歲輸糧八千石・毳衫八百領。又定茶・塩・布匹易馬之數。烏撒。歲易馬六千五百匹。烏蒙・東川・芒部。皆四千匹。凡馬一匹。給布三十匹。或茶一百斤。塩如之。

とあり、茶・塩・布をもって烏撒(貴州省威寧県)・烏蒙(雲

南省昭通県)・東川(雲南省東川県)・芒部(雲南省鎮雄県)の馬と交易することを定めている。而してその歳易馬數の規定額が合計一万八千五百匹にも上っていることは、当時としては広東・広西方面においては勿論、陝西方面においても見られないところのものであった。実録について検討するに、四川・貴州・雲南方面における軍馬の市買は、このころ最も盛んに行われたものの如くである。^⑦

二 陝西の茶馬貿易

1 茶馬司の置廢

西番は陝西より四川を経て雲南に至る中国の西徼外にいた西蔵系の蕃族であるが、とくに河・湟・洮・岷の間に散処していた諸族は屈強で、しばしば中国の内地に侵寇を繰返していた。そこで太祖は洪武二年陝西を定めてその酋長を招諭し、四年には河州衛・西寧衛を、十二年には洮州衛を、十六年には岷州衛を置いて西北辺境の安定を図ったのである。^⑧ されば明初陝西に茶馬貿易が行われるようになったのは、中国において軍馬の輸入を必要とする事情があったことによることは勿論であるが、一面これによって西番

諸族を羈縻せんとする目的も含まれていたのである。

さて、以下西番との茶馬貿易を考察するにあたり、まずこれを專管する官署の置廢について述べておこう。すなわち茶馬貿易を專管する官署は茶馬司であるが、万曆会典卷三七、戸部、課程の茶馬司の条には、

陝西旧有鞏昌府路監巷槽子堡高橋火鐵鎗廠
漢府伏羌寧遠四茶運所嘉靖十四年革^⑨

河州洪武七年建

洮州永樂九年建

西寧洪武三十年自秦州改建

甘肅正統八年裁嘉靖四十二年復建

四川

碶門

と見え、明史卷七五、職官志、茶馬司の条には之を説明して、

茶馬司。大使一人正九品。副使一人從九品。掌市馬之事。洪武中。置

洮州・秦州・河州三茶馬司。設司令・司丞。十五年。改設大使・

副使各一人。尋罷洮州茶馬司。以河州茶馬司兼領之。三十年。

改秦州茶馬司。為西寧茶馬司。又洪武中。置四川永寧茶馬司。

後革。復置雅州碶門茶馬司。又於廣西、置慶遠裕民司洪武七年置設大使一人

從八品副使一人正九品。市八番溪洞之馬。後亦革。

と云っている。明史の記載によれば、洪武中に設置された

茶馬司として陝西には洮州（甘肅省臨潭縣）・秦州（甘肅省

天水縣）・河州（甘肅省臨夏縣）および西寧（青海省西寧縣）

の四茶馬司があり、四川には永寧・碶門の兩茶馬司があり、

廣西には慶遠裕民司がある。実録によれば、このうち最も

早く設置されたのは秦州茶馬司で、洪武五年の創建である

が、この地は互市に不便であったところから、同三十年に

はこれを西寧に遷し西寧茶馬司となった。^⑩ ついで河州茶馬

司の設置は洪武七年のこと、これは創建以来継続して陝

西における最も重要な茶馬司となった。洮州茶馬司の設置

については、実録に記載がなく詳細は不明である。^⑪ ただ洮

州茶馬司を罷めて河州茶馬司をもって之を兼領するように

なったのは洪武十六年のことであるが、この廃止は永久的

なものではなく、その後復活して前記会典の記載によれば、

永樂九年の建置となっている。^⑫ 太祖実録の同年の条にはこ

れに関する記事が見当たらないが、皇朝馬政紀卷一二、陝西

三茶馬司馬の条や、名山藏、茶馬記の条、欽定統文獻通考

卷二二、征權考の条にも会典の説を襲っているから、洮州

茶馬司が永続するようになったのは、一応この年以後のこ

と考えて差支えないであろう。次に明史に記載がなくし

て会典に記載のあるものに甘州茶馬司・甘肅茶馬司（甘肅

省張掖縣)があるが、これを実録によつて検索すれば、その創建は永樂十一年にあり、その裁革は正統七年にあり、^⑬その復建は嘉靖四十二年にある。^⑭なお明史卷八〇、食貨志、茶法の条を見ると、そこにはまた、

(万曆)二十九年。陝西巡按御史畢三才言。課茶徵輸。歲有定額。先因茶多餘積、園戶解納艱難。以此改折。令商人絕跡。五司茶空。請令漢中五州縣。仍輸本色。每歲招商。中五百引。可得馬萬一千九百餘匹。部議。西寧・河・洮・岷・甘・莊浪六茶司、共易馬九千六百匹。著為令。

とあり、河州・洮州・西寧・甘州のほかに、なお岷州(甘肅省岷縣)・莊浪(甘肅省永登縣)を加えて六茶司としている。いまこれを神宗實錄卷三五六、同年二月庚寅の条について検討するに、畢三才の上疏を兵部が覆奏して、

：西寧額收三千二百匹。河州三千四十匹。洮州一千八百匹。岷州一百六十匹。甘州一千匹。莊浪八百匹。共一万匹。：

と云っているから、岷州・莊浪の二司は他の四司に比してその規模が小さかったのである。ことに岷州の易馬額は最も僅少であるから、畢三才の上言中に五司と云っているのは、河州・洮州・西寧・甘州・莊浪を指すものであろう。

次に四川の永寧・碉門兩茶馬司の設置と裁革については、既に前章においてこれを云つたので此処には再説をさける。慶遠裕民司は洪武七年、広西の慶遠府思恩県に設置されたものであるが、同二十六年には裁革された。^⑮但し慶遠裕民司は銀・塩をもつて馬を市つたのであり、むしろ塩馬司とすべきものである。塩馬司にはなおこのほかに順龍・納溪・白渡などの塩馬司もあったが、いずれも市馬の大勢を決するものではなかった。^⑯

2 金牌信符と巴茶の官運

さて陝西における茶馬貿易は、洪武五年より開始せられた。太祖實錄卷七〇、洪武四年十二月庚寅の条に、

戸部言。陝西漢中府金州・石泉・漢陰・平利・西郷県諸処茶園。共四十五頃七十二畝。茶八十六万四千五十八株。每十株官取其一。民所收茶。官給直買之。無戸茶園。以漢中府守城軍士薊培。及時採取。以十分為率。官取其八。軍收其二。每五十斤為一包。二包為一引。令有司收貯。令于西番易馬。從之。

とあり、同卷七二、五年二月乙巳の条に、

戸部言。四川產巴茶。凡四百七十七処。茶二百三十八万六千九百四十三株。茶戸三百一十五。宜依定制、每茶十株官取其一、

徵茶二兩、無戸茶園、令人蠲種、以十分為率、官取其八、歲計得茶萬九千二百八十斤、令有司貯、候西番易馬。從之。

とあるのはその最初の記事である。^② 陝西の産茶地は右の文中に明記されている如く、漢中府の金州・石泉・漢陰・平利・西郷の五州県で、茶樹の株数は合計八十六万四千五十八株であるというが、四川の産茶地については何等明記するところがない。四川の産茶地は広域に及んでいるが、^③ 此処で巴茶の産地といっているのは、保寧府の巴州・通江・广元・南江の四州県を指すものと思われ、^④ 而してその茶樹の株数は合計二百三十八万六千九百四十三株であると云う。茶樹の株数などと云うものが、無論長期にわたって一定しているわけではないが、暫らく当時の数について陝西と四川の両者を比較すれば、後者は前者の約三倍に当るのである。されば明初、陝西の茶馬貿易に用いられた茶は、多く四川の巴茶であった。太祖実録卷一〇〇、洪武八年五月戊辰の条には、内使趙成を河州に遣して馬を市わしめた記事を載せているが、そこでも「乃命成。以羅綺綬帛并巴茶。往市之」と云っているのである。河州において行われる茶馬貿易に四川の巴茶が用いられたことの明文はここに始まる。

ところで前章において述べた如く、洪武の時それもとくに洪武二十年前後までは、四川・貴州・雲南方面における市馬に重心がかかっていたので、陝西方面における市馬の規模は比較的に小さいものであった。たとえば同実録卷一三三、十三年九月戊戌の条には、

兵部奏。河州茶馬司市馬。用茶五万八千八百九十二斤、牛九十八頭。得馬二千五百匹。

とあり、茶五万八千八百餘斤を用いて、馬二千五百匹を得るに止まっている。しかるに洪武二十五年以来は、陝西方面に市馬の重心が移ったと見え、その貿易額が一挙に増大しているのである。すなわち同卷二一七、二十五年五月甲辰の条には、

尚膳太監而聶等至河州。召必理諸番族。以勅諭之。諸族皆感恩。争出馬以獻。于是。得馬万三百四十餘匹。以茶三十餘万斤給之。諸族大悦。而聶遣使入奏。命以馬分給河南・山西・陝西衛所騎士。

とあり、茶三十餘万斤を給して馬一万三百四十餘匹を得ているのである。かくの如く陝西方面における茶馬貿易が、四川・貴州・雲南方面のそれに代って積極的に推進される

ようになり、その規模が拡大されて来ると共に、政府はこれに対し強い統制と監督を加える必要に迫られたのである。翌洪武二十六年に「金牌信符」の制が定められたのは即ちその明証である。同夷録卷二二五、同年二月癸未の条には之について、

遣使。往西涼・永昌・甘肅・山丹・西寧・臨洮・河州・洮州・岷州・鞏昌緣辺諸番。頒給金銅信符。勅諭各族部落曰。往者朝廷。或有所需于爾。必以茶貨酬之。未嘗暴有徵也。近聞。辺將無狀。多假朝命。擾害爾等。使不獲寧居。今特製金銅信符。族頒一符。遇有使者徵發。比對相合。始許承命。否者。械至京師罪之。

とあり、西北緣辺の諸番に金銅信符を頒給したのは、辺將が朝命を假つて番族を擾害することを防ぐためであると云っているが、要は私茶の出境を取締つて、茶馬貿易を政府の強力な統制下に置くのがその目的である。同卷二五一、三十年三月壬午の条にはまた、

勅兵部曰。巴茶自國初徵收。累年与西番易馬。近因私茶出境。致茶賤馬貴。不独國課有虧。殆使戎羌放肆、生侮慢之心。蓋由守辺者、不能禦防、或濫交無度、縱放私茶、或假朝廷為名、橫科馬足、以致番人悻信。朝廷初不知此。但謂西番不順。豈知辺吏有以激之。故嘗命曹國公李景隆。齎金牌勘合。直抵西番。以伝

朕命。令各番酋領受。俾為符契。以絶奸欺。尚恐辺衛將士、巡防不嚴、私茶出境。爾兵部。備伝朕意。諭辺守者知之。於是。兵部具禁約事宜。遣人齎諭川陝守辺衛所。仍遣僧管著藏卜等。往西番申諭之。

とあり、曹國公李景隆に命じて金牌勘合を齎らしめたのは、専ら私茶の出境を防止するためであったことを云っている。而して金牌信符を齎して行われたこの最初の茶馬貿易により、明朝政府は茶五十餘万斤を用いて馬一万三千五百十八匹を得たのであった。

洪武二十六年以後、陝西の茶馬貿易において行われた金牌信符の制について、万曆会典卷三七、戸部、課程、茶課の条には次の如く記している。

凡易馬。洪武初。令陝西洮州・河州・西寧各該茶馬司。收貯官茶。每三年一次。差在京官。選調辺軍。齎捧金牌信符。往附近蕃族。將運去茶易馬。原額牌四十一面。上号藏内府。下号降各蕃。篆文曰。皇帝聖旨。左曰合當差發。右曰不信者斬。洮州。火把藏。思義日等族。牌六面。納馬三千五十匹。河州。必理衛二州七站西蕃二十九族。牌二十一面。納馬七千七百五匹。西寧。曲先・阿端・罕東・安定四衛巴哇・申中・申藏等族。一十六面。納馬三千五十匹。先期。於四川徵茶一百万斤。官軍輾運各茶馬司。

右の文中に「洪武初」と云っているのは、陝西において茶馬貿易の開始された年代としてならばともかく、金牌信符の制が行われるようになった年代としては正しくないこと勿論である。さて洮州・河州・西寧の三茶馬司における茶馬貿易は、三年に一度づつ行われたものであるが、その方は毎回内府に所蔵せる金牌信符（上号）を京官が齎捧して現地に赴き、鎮守・三司などの官とともに官軍を統領して番境に入り、西番諸族に交付せる金牌信符（下号）と彼此照合しつづ行われたものであった。⑨而して金牌信符の原額は四十一面であつたと云うが、その内訳である洮州の六面、河州の二十一面、西寧の十六面を合計すると四十三面となる。後年の記載であるが、楊一清の「為修復茶馬旧制以撫馭番夷安靖地方事」（皇明經世文編卷二一五、楊石淙奏疏）によれば、会典に洮州の牌数を「六面」としているところは「四面」となっており、これならば合計は四十一面となる筈である。また会典によれば納馬の総数は一万三千八百五匹となるが、奏疏によれば一万四千五十一匹となり、諸書の記載するところも大体一万四千匹前後である。⑩さてこの一万四千匹前後の西馬を輸入するためには、市買の時期に

さきだち四川において茶一百万斤を徴し、官軍の手によつて之を陝西の三茶馬司に転運したのであるが、三茶馬司における百万斤の内訳は、⑪

西寧茶馬司 三一六、九七〇斤

河州茶馬司 四五四、〇三〇斤

洮州茶馬司 二二九、〇〇〇斤

であつた。とにかく巴茶の徴輸と西馬の市買との間には、唇齒輔車の関係が見られるので、次には巴茶の徴輸について考察を進めることとしよう。

それについてまず明史卷八〇、食貨志、茶法の条には、洪武初定令。凡売茶之地。令宣課司。三十取一。四年。戸部言。陝西漢中金州・石泉・漢陰・平利・西鄉諸縣茶園四十五頃。茶八十六萬餘株。四川巴茶三百十五頃。茶二百三十八萬餘株。宜定令、每十株官取其一、無主茶園、令軍士鋤采、十取其一、以易番馬。從之。於是。諸產茶地。設茶課司。定稅額。陝西二萬六千斤有奇。四川一百万斤。設茶馬司於秦・洮・河・雅諸州。自礪門・黎・雅。抵朶甘・烏思藏。行茶之地五千餘里。山後・綿德諸州、西方諸部落。無不以馬售者。

とある。右の文中「四年……從之。」の記事が、前掲の実録、

洪武四年十二月庚寅および同五年二月乙巳の条に基づくものであることは云うまでもないが、^②「定税額。陝西二万六千斤有奇。四川一百万斤。」の部分は、万曆会典卷三七、戸部、課程、茶課の条に、

陝西茶課。初。二万六千八百六十二斤一十五兩五錢。弘治十八年。新增二万四千一百六十四斤。共五万一千二十六斤一十五兩五錢。見今茶課。五万一千三百八十四斤一十三兩四錢。係漢中府紫陽・石泉・漢陰・西鄉五州縣歲并・分解各茶馬司

四川茶課。初。一百万斤。後減為八十四万三千六十斤。正統九年。減半償運。景泰二年停止。成化十九年奏准。每歲運十萬斤。見今茶課。本色。一十五万八千八百五十九斤零。存彼処衙門。

聽候支用。係石泉・建始・長寧等縣并建昌・天全・烏蒙・鎮雄・永寧・九姓土司并納 折色。三十三万六千九百六十三斤。共徵銀四千七百二兩八分。内三千一百五兩五錢五分。存本省賞番。實解陝西巡茶衙門易馬銀。一千五百九十六兩五錢三分。係保寧府屬巴州・通江・広元・南江四州縣解納万曆六年・巡茶御史冊載・新取銀一千六百九十四兩六錢九分五釐

とあるによつたものと思われる。ただここに注意すべきは、明史が「税額」と云っているのに対し、会典では「茶課」と云っていることである。茶課なる語義については、佐久間重男氏が「明代の茶業と国家統制」(北海道大学『人文科学論集』第一号)においてこれを分析し、内地の通商法地域に

おいては、原則として商人の茶の販売許可証である茶引にたいする税を指し、陝西・四川の權茶地域では、政府が官茶を確保する必要上、茶戸の栽培する茶園にたいし、茶樹の株数を基準に十分の一税として徴収した現物の茶を称したと云われ、また明史食貨志訳註「茶法」の註(二八)において、茶課は陝西・四川の權茶法地域では茶の生産者に対する官收買の割当額を意味するとも云われている。^③茶課には徵稅茶のみを指す狹義の場合と、收買茶をも含む広義の場合があることは以上の如くである。

ところでこの四川の茶課一百万斤なる数字は、管見のおよぶ限りでは英宗實錄卷四三、正統三年六月乙丑の条に、
命行在大理寺右少卿陳宙・李畛。赴陝西償運官茶。以備收馬。先是。正統元年。例應收馬。以民飢而止。至是。行在兵部曰。陝西・甘肅等處。征哨欠馬。請交收如例。上命与行在戸部會議。乃奏請。于四川保寧等府。運茶一百万斤。赴陝西西寧等茶馬司收貯。仍令在京堂上官。總理其事。遂有是命。

とあるをもつて初見とするが、ついで同卷一一六、九年五月丁卯の条には、

命刑部右侍郎丁鉉・光祿寺丞呂泰。往四川償運茶課。時戸部奏。

陝西西寧・河州・洮州等衛所屬各番族番民。例定三年一次、納差發馬一万四千五十餘疋。合用茶償其餉。宜預遣官、往四川保寧等府、饋運茶、赴陝西西寧等茶馬司、交收以俟。故有是命。

とあり、三年ごとに行われる茶馬貿易においては、差發馬一万四千五十餘疋を納めるとあるから、茶約一百万斤を用いて馬約一万四千匹に易えると云うのが、まず正統の時まで行われた陝西における茶馬貿易の標準額であると考えられよう。

次に四川の保寧府より陝西の三茶馬司に至る運茶の方法であるが、それについては万曆会典卷三七、戸部、課程、茶課の凡関運の条に、

（正統）九年題准。起倩四川軍夫。給与口糧。將減半茶四十二万一千五百三十斤。陸統運赴陝西接界褒城縣茶廠。

又議准。將減運茶斤。陝西都司運三分半。布政司運六分半。除都司所屬延安等八衛・延安所屬葭州等六州縣、不起軍夫外。其餘有司・軍衛。酌量起倩軍夫。給口糧有差。俱直抵褒城縣茶廠。

とあるのが最も詳しい。実録によれば、この年には四川より八十四万三千六十斤の茶を運ぶ豫定であったが、折柄飢饉のために陝西の軍民ははなはだ疲弊しており、一方西寧

の茶馬司には茶二十五万四千餘斤の餘積があったので、かくの如く運茶を減半することとなったのである。さてその運茶四十二万一千五百三十斤は、まず四川の軍夫を起倩してこれを陝西漢中府褒城縣の茶廠にまで運び、これより後は陝西の軍夫を起倩して各茶馬司に運ぶのであるが、この運茶の過程を監督するためには、四川・陝西の都指揮使司・布政司より各々堂上官を派遣したほか、戸部は在京の堂上官のうちより二名を選んで現地に派遣し、運茶と合せて茶馬貿易の一切を総管せしめた。これが即ち官運と云われるものであって、明初の茶馬貿易が政府の強い統制下に置かれていたことを如実に物語るものである。

さてしからは、洪武二十六年より始まった金牌信符の制は、以後いつまで継続して行われたものであろうか。これについて明史卷八〇、食貨志、茶法の条には、次の如く見えている。

自永樂時。停止金牌信符。至是復給。未幾。番人為北狄所侵掠。徙居內地。金牌散失。而茶司亦以茶少。止以漢中茶易馬。且不给金牌。聽其以馬入貢而已。

すなわち明史は、まず永樂のときに一時金牌信符の制が停

止されたことを云っているのであるが、その正確な年代については之を明らかにしていない。これに對し佐久間氏は

來年。其遣金牌信符。給西番爲驗。使比對相同即納馬。如洪武中例。不可後期。

明史食貨志訳註「茶法」の註(九七)において、金牌信符の停止は、正徳会典卷三二、戸部茶法易馬及び王圻の統文獻通考卷二六、征權考茶の易馬事例の條に永樂四年に記し、万曆会典卷三七には十四年に作る、と云われているが、またこの外にもたとえば欽定統文獻通考卷二二、征權考、權茶の條には、その年代を永樂四年に繫けており、一方、万曆陝西通志卷一〇、馬政、茶馬の條には、その年代を永樂十四年に繫けているのである。私見をもってすれば、万曆会典の永樂十四年説は、或は正徳会典の永樂四年説を誤って転記したものではないかとも考えられるが、但し実録には兩年ともにかかる記載を行っていないので、両会典の説は、果して真実を伝えたものかどうか、多少の疑問なきを得ないのである。ことに太宗実録卷三九、永樂三年十二月乙酉の條を見ると、太宗が兵部の臣に向つて、河州・洮州・西寧の茶馬貿易においては、近ごろ守辺の頭目人等が多く粗惡な茶を用いて番人を欺ぎ、甚だしきはその財物を侵損していることを云い、つづけて、

と云っているので、永樂四年に金牌信符の制が停止されたとは、殆んど考えがたいのである。しかし実録には、永樂年間において金牌信符の制が停止されたと思われるような記事として、卷二三六、十九年夏四月乙巳の條に次のような一文を載せている。すなわち同年同月八日に奉天・華蓋・謹身の三殿が火災に遭つたので、詔して不便不急の時務を悉く停止せしめたが、其の中において、

一、陝西・四川饋運茶課。暫且停止。其有已起運者。仍令運赴所指茶馬司交收。

と云っているのが之で、四川よりの官運が停止されたことは、同時に金牌信符の制が停止されたことでもあろう。越えて宣宗実録卷四一、宣徳三年夏四月癸亥の條にも、松潘に西番の侵寇があり、成都の人民は軍餉の転運に疲弊しているため、四川より陝西への運茶はこれを停止したことが見えており、また正統元年にも同様のことがあった。②③上の次第で四川より陝西への官運は、永樂末年以來しばしば停止を見ていたのであるが、それが最終的に停止を見たの

は正統十四年のことである。すなわち実録によって検討するに、正統十四年にははじめ茶八十四万三千六十斤を運ぶ豫定であつたが、おりから西北辺境に虜患があつて、陝西、四川の軍民は餽運のために疲弊していたので、一応はその半額を運ぶ手筈にしたものの、結局は景泰元年になってから、内帑銀一万兩を出して馬を市うことに落着いたのである。^④ ついで景泰三年および六年においても、ほぼ同様の理由から、四川の茶課は法の如くに徴収されたものの、これを陝西に運ぶことはしなかつた。^⑤ 従つて右の記述より判断すれば、官運は正統十四年以後は全く停止されたこととなるのである。此の間の事情についてはまた楊一清の「為摠奏修理馬政疏」(皇明經世文編卷一一五、楊石菴奏疏)に、

宣德・正統以来。為因辺方多事、運糧為急。勢不能行。茶馬停止。六十年來。莫之能復。

と云い、同じく「為修復茶馬旧制以撫馭番夷安靖地方事」(同書同卷)に、

後。因辺方多事。陝西軍民。輾輸軍餉。無暇運茶。腹裏衛分官軍。又各調去甘・涼・寧夏等處征操。別無官軍可調。茶馬因是停止。歷年滋久。如曲先・阿端諸衛。邈不相通。

と云っている。すなわち宣德・正統以来辺方多事のために、陝西の軍民は軍餉の輾輸に忙殺され、腹裏の衛所の官軍も甘州・涼州・寧夏などへ征操のために調発されたので、その上さらに軍夫を運茶のために動員することは出来ず、従つて茶馬貿易も停止されたのであると云う。さきに実録において、四川より八十四万三千六十斤の茶を運ぶように決定したと云っているのは正統十四年六月庚戌の条であるが、西北辺境に虜患が起つたため、その半額を運ぶことに豫定を変更したと云っているのは九月甲申の条である。この西北辺境の虜患というのは、瓦剌部長也先の入寇を指すもので、同じく実録の秋七月己丑の条には、也先が大同に寇した記事を載せ、別將を遣わして甘州に寇したとある。つづいて冬十月甲寅の条には、陝西の官軍一万四千四百人を調し、寧夏に赴いて操練せしめたことを述べ、十一月戊寅の条には、達賊がしばしば甘肅の屯堡・屯田を犯すことを伝え、同月丁亥の条には、これよりさき達賊が肅州・鎮夷等の処に寇し、人一千三百有奇、駝馬牛羊一万三千有奇を殺掠したといい、十二月辛亥の条には、也先がみづから衆を率いて寧夏をかすめ、期月にして始めて回つたと記してい

る。楊一清が茶馬貿易の停止せられるに至った原因として述べているところは、実には上記の諸事実を指すものにほかならない。正統十四年以後、四川よりする運茶が停止されたことは、同時に金牌信符の制が停止されたことでもあった。正徳会典卷一二、兵部、馬政の条には、

正統十四年。停止茶馬金牌。後。每歲遣行人四員。巡察私販。自潼關以西。至甘肅等處。通行禁革。

とあり、皇朝馬政紀卷一二、各苑馬寺の条には、

正統十四年。停止茶馬金牌。後。每歲遣行人四員。巡察私販。自潼關以西。至甘肅等處。通行禁革。番性少食五穀。日用乳酪。非茶不飽。以茶易馬。彼此俱利。後因為北虜犯邊。故暫停前例。而又恐私茶盛行、官茶阻滯。故歲遣行人。巡察之。

とあり、名山藏、茶馬記には、

（正統）十四年。以番人被北虜侵掠。遷徙內地。金牌散失。詔止金牌不給。聽番族以馬貢。復歲遣行人四員。省論巡察。

とある。正徳会典には正統十四年、金牌信符の制が停止されたことを云っているが、北虜の侵入については何等言及していない。しかるに皇朝馬政紀には金牌信符の制が停止されるに至った理由を挙げて、北虜が辺を犯したためであ

ると云っている。この北虜というのは瓦剌部族を指すもので、葉向高の四夷考、北虜考には、

也先。弒逆吞併諸部。東至女直。西至赤斤蒙古。皆受約束。

とあり、也先の勢力は滿洲より敦煌に至り、此の間多数の部族が或は弒逆され或は吞併されたのである。西番諸部族も同じくこの厄に罹ったものであろう。ところが名山藏になると、金牌信符の制が停止されるに至ったのは、番人が北虜の侵掠を被って内地に遷徙した際、之を散失したためであるとしている。しかしこれだけの説明では誤解を招く恐れがあるであらう。と云うのは楊一清の「為修復茶馬旧制以撫馭番夷安靖地方事」によれば、彼が特命をうけて茶馬貿易を督理するために西寧・洮州地方に詣ったとき、各族の番官が原降の金牌信符を齎らして現われたが、その牌面には「皇帝聖旨」・「合当差發」・「不信者死」の文字があったと云う。されば金牌信符は弘治末年まで散失はしていなかったのである。而して金牌散失の事情については説史方輿紀要卷六〇、陝西、臨洮府、河州の条に、

洪武二十六年、製金牌信符。頒給諸番。遇有差發。合符乃庇。正統十四年停金牌。成化十七年。給烏思藏諸番王、及長河西・魚通・寧遠等宣慰司、勅書勘合。令貢時四川・陝西輸入。後因

亦不刺之乱。金牌散失。嘉靖二十八年。兵部議。金牌不可教給。宜給勘合、如成化故事。從之。

とあり、すなわち金牌の散失は亦不刺の乱に因るものであるとしている。大清一統志卷一九九、蘭州府、関隘、茶馬司の条には、その説をうけて概ね右の文によりつつ「正徳初。伊伯勒之乱。金牌散失。」と云っているが、その年代を正徳初年に繋げる典拠を示していないので、遽かに信憑することが出来ない。しかるに葉向高の四夷考、西番考には、

（嘉靖）十二年。烏都鵝鵠番為乱。四川巡撫楊守礼討破之。是時金牌、為海虜所掠、尽散失。二十八年。劉崧以為言。兵部議。

番族變詐不常。北虜抄掠無已。脱給而再失。失而又給。而又失之。如国体何。夫番人納馬。欲得茶耳。誠敲閩出之禁。雖無金牌。馬將自集。不然終無益也。宜給勘合、如成化故事。從之。

とあり、金牌は四川の烏都・鵝鵠等の番族が叛乱を起した際、海虜の劫掠するところとなったものであると云っている。烏都・鵝鵠等の番族の叛乱については、世宗実録卷一五七の同年十二月辛巳の条に記載があるが、桂萼の『陝西図序』（皇明經世文編卷一八二、桂文襄公奏疏）によれば、亦不刺が西海に竄居してよりこの方面にあった番族が南方に遷徙

したことを述べ、その割註に「今松潘臈腊（臘の誤？）地方是」とあるから、四川の烏都・鵝鵠等の番族が叛乱を起した際に金牌が散失したと云うことも、考えて考えられぬことはない。しかしまた李維楨の「覆議召新番中馬」（同書卷四六六、大泌山房稿）によれば、

：蓋旧時西寧・洮・河三処各番中馬。皆有定額。其後。叛服不常。強弱易勢。有昔為熟番、今為生番者。有昔中馬多今少者。有昔中馬少今多者。当事諸臣。欲取盈馬數于新附之番。權宜亦准中納。国初中馬之番。給以金牌。今十不存其三。而新附者衆矣。嘉靖二十八年。御史劉崧。請給各新附番族勘合、管束部落、截然整齊。：但自劉崧至今、已三十年。消長不一。而領勘合者。又不足惡矣。：

とあるから、嘉靖十二年に散失した金牌が原給せる金牌の尽くであったと云うことは勿論出来ないであろう。なお世宗実録卷三六九、嘉靖三十年正月丁未の条には、西番諸族に勘合を給するようになったことを述べているが、その中に、

：其後西海。為北虜所擄。套虜又歲加侵掠。諸番所領金牌散失。漸復遷徙內地。密邇三衛。遂不復齎符比号之事。：

と云っているところがある。前記名山蔵の記事は、どうやら此のあたりの文に依拠しているように思われるが、もしそうだとすれば、嘉靖十二年の事実を謬って正統十四年に繋げたものである。之を要するに、金牌信符の制が停止せられたのは正統十四年のことであるが、金牌信符が散失したのはかなり後年のことと云わなければならぬ。

① 明史卷八〇、食貨志、茶法。

② 太祖実録卷一七七、洪武十九年春正月己卯。

③ 鈐連茶課司に関する記載としてはなお此のほか、宣宗実録卷一〇三、宣德八年秋七月丙辰の条に「四川鈐連茶課司。自洪武至永樂間。所徵茶課。積至三百餘萬斤。歲久不堪市馬。別無支用。」とあり、なおその裁革については正徳会典卷三二、戸部、庫蔵、課程の条には「(正統)八年。裁革四川鈐連茶課司、及鈐連・高珠・宜賓等県茶課。」とあり。

④ 但これより先きにも太祖実録卷一六九、洪武十七年十二月の条に「兵部奏。是歲四川礮門茶馬司。以茶易馬騾五百九十六匹。」とあり、礮門茶馬司の名が見えているので、洪武十九年のそれは或はその官制が整備されたことを意味するものかも知れない。

⑤ 明史卷三一、四川土司、天全六番招討司。

⑥ 天下郡國利病書卷六五、四川の条に、王廷相の嚴茶議として同文あり。

⑦ 四川・貴州・雲南方面における市馬の記事を検討するに、太祖実録卷一六六、洪武十七年冬十月乙酉の条に「景川侯曹震言。四川・貴州二都司。于西番建昌囉囉之地。易馬四千二百五十四。請分給陝西・河

南都司將士。」とあり、同卷一六八、十七年十一月丙子の条に「宣寧侯曹泰。自貴州水西市馬還。得馬五百匹。」とあり、同卷一六九、十七年十二月甲寅の条に「貴州都司。送所市馬四百匹。至京師。」とあり、同卷一七〇、十八年春正月癸酉の条に「四川・貴州二都司。送所市馬一万一千六百匹。至京師。」とあり、同卷一七七、十九年二月己丑の条に「命神策衛指揮同知許英。領校卒七百餘人。齎白金二万二千六百五十兩。往烏撒等處市馬。得馬七百五十五匹。」とあり、同卷一七八、十九年五月庚申の条に「命虎賁右衛百戶甘美。率軍士千人。齎白金三万一千三百九十兩。往雲南東川等軍民府市馬。得二千三百八十餘匹。蘇又命龍虎等衛將士。以白金十三万兩。復往雲南市之。」とあり、同卷一七八、二十一年二月乙未の条には「命建昌府土官女知府師克。討東川・芒部及赤水河叛寨。發內帑。令武定・会川・德昌等府。市馬三千匹。」とある。すなわち此の場合にも洪武十八年春正月癸酉の条に見える市馬数が最も注目されるのである。

⑧ 明史卷三三〇、西域伝西番諸衛。

⑨ 四茶運所の嘉靖十四年の裁革については、梁材の議処茶運疏(皇明經世文編卷一〇六、梁端肅公奏議)参照。

⑩ 太祖実録卷七二、洪武五年二月辛卯。

⑪ 太祖実録卷二四五、洪武二十九年夏四月己丑。同卷二五二、三十年夏四月己丑。

⑫ 太祖実録卷九三、洪武七年冬十月己未。

⑬ 洮州の市馬に関する記事は、太祖実録卷一四〇、洪武十四年十二月の条に初めて見えているが、但し「洮州衛」とあって「洮州茶馬司」とは云わず、しかもこの場合は塩をもつて馬に易えている。しかるに同卷一五〇、十五年十二月辛丑の条には「兵部奏市馬之數。秦・河・洮三州茶馬司及邊遠裕民司。市馬五百八十五匹。広東・四川二布政使司。市馬五百六十五匹。」とあり、初めて洮州茶馬司の名が見えている。

因みに洮州衛の設置は実録卷一二二、十二年二月丙寅の条に見える。

⑭ 太祖実録卷一五五、洪武十六年秋七月辛亥。

⑮ この間、国朝典範卷九五、戸部、茶法の条には「洪武三十一年十月、増置洮州茶馬司。」とあるが、実録にはこれに該当する記事が見当たらない。

⑯ 太宗実録卷八八、永樂十一年五月壬辰。

⑰ 英宗実録卷八八、正統七年春正月庚午。

⑱ 世宗実録卷五二一、嘉靖四十二年五月甲辰。但し万厯会典卷一五三、兵部、馬政、収買の条には嘉靖四十一年議准とす。

⑲ 太祖実録卷二〇四、洪武二十三年九月甲寅の条によれば、岷州も早くから市馬の行われた処であることが分る。

⑳ 欽定統文獻通考卷二二、征權考、權茶の条にも、崇禎十五年十一月、太僕卿王家彦の上言として「五司所積之茶。易馬賞番。歲額二十万錠。」と見える。

㉑ 太祖実録卷九四、洪武七年十一月壬戌朔。

㉒ 太祖実録卷二三〇、洪武二十六年十一月。

㉓ 太祖実録卷一二八、洪武十二年十二月。同卷一四〇、十四年十二月。

㉔ なお、大学衍義補卷二九、制国用、山沢之利下に「本朝：惟於四川。置茶馬司一。陝西置茶馬司四。」とあるのは、四川の礪門、陝西の河州・洮州・西寧・甘州を指したものであり、明書卷八二、食貨志、茶法の条に「及天下大定。乃設茶馬司六。曰陝西。曰河州。曰洮州。曰西寧。曰甘州。曰四川礪門。其後陝西革。」とある陝西とは、万厯会典にいう四茶運所のことであらう。

㉕ 実録の記事は万厯会典卷三七、戸部、課程の条に各々（洪武）四年奏准、（洪武）五年令として之を載せている。

㉖ 四川が五代以後産茶の地として著聞することはここに贅言するまでもないが、明代中期、王恕の申明茶法奏狀（皇明經世文編卷三九、王

端毅公文集）によれば、成都府・保寧府・重慶府・夔州府・嘉定州・瀘州・雅州等の処がその産茶地方であると云っている。

㉗ 万厯会典卷三七、戸部、課程の茶課数の註を参照。

㉘ 太祖実録卷二五六、洪武三十一年二月戊寅朔。

㉙ 楊一清、為修復茶馬旧制以撫馭番夷安靖地方事（皇明經世文編卷一五、楊石淙奏疏）。

㉚ 楊一清は本奏疏のなかにおいて「切照。洪武年間欽降金牌數目。各衛典籍磨滅。多無的據。查得。」と云っているから、牌面の數も所詮確かなことは分らないのであらう。なお、西寧茶馬司の設置が洪武三十年であるところから考えても分るように、金牌信符の制は洪武三十六年、三茶馬司所轄の諸族に対して同時に実施されたものではなかった。太祖実録卷二二九、洪武二十六年八月戊子の条によれば、思漢日等族の來歸は最も早かったが、太宗実録卷二七、永樂二年三月丙寅の条によれば、安定衛の如きは永樂二年にはじめて來朝したのである。また明史卷三三〇、西域伝、曲先衛の条によれば、明初には赤斤蒙古衛・沙州衛との間にも金牌信符による茶馬貿易が行われたようである。

㉛ 楊一清の為修復茶馬旧制第二疏（皇明經世文編卷一一五、楊石淙奏疏）に、洪武・永樂年間旧例としてこの數を載す。

㉜ 従つて「四川巴茶三百十五頓。」は「：茶戶三百一十五。」でなければならず、「無主茶園。令軍士採茶。十取其一。」は「：十取其八。」でなければならぬ。

㉝ なお同氏は官茶について「官茶は政府の所有する茶の意にて、號義には茶の生産者より本色即ち現物納として官府に収められた茶を指し、広義には官府の必要上民間より買上げた茶、官に沒收せられた私茶、ならびに上供として貢納せられた貢茶等を含めて云う。」と云つておられる。

③④ 英宗實錄卷一一八、正統九年秋七月癸酉。

③⑤ 洪武年間には夔州・保寧二府所屬の茶は、徑ちに秦州に運ばれたが、正統七年には夔州の茶課はまず保寧の茶倉に運ばれ、其処より保寧の茶課と一体に関運せられた（万曆会典卷三七、戸部、課程、茶課參照）。
③⑥ 楊一清、為修復茶馬旧制第二疏（皇明經世文編卷一一五、楊石淙奏疏）。

③⑦ 英宗實錄卷二七、正統二年二月丙戌。同卷四三、三年六月乙丑。

③⑧ 宣德の時、商人をして成都・保寧の官茶を甘州・西寧に運ばしめ、その代償として淮浙運司の塩引を支給する運茶支塩の例が行われてい

る（英宗實錄卷一〇、宣德十年冬十月壬寅。同卷一八、正統元年六月辛丑の条參照）のは官運に代替する意味であろうが、この方法は客商が私茶の収販を行って官茶の価値を低下せしめたために廃止された。

③⑨ 英宗實錄卷一七九、正統十四年六月庚戌。

④① 英宗實錄卷一八三、正統十四年九月甲申。

④② 英宗實錄卷一八八（廢帝鄭戾王附錄第六）、景泰元年閏正月辛酉。

④③ 英宗實錄卷一八八（廢帝鄭戾王附錄第二八）、景泰二年十一月庚戌。

英宗實錄卷二五一（廢帝鄭戾王附錄第六九）、景泰六年三月辛亥。

（以下次号）

Land Dealing in the Ancient Japan (III)

by

Yasuaki Kikuchi

As a continuation of the last two articles, this one tries to explain the nature of the ancient pledge of real estate that it was authorised at the beginning of the *Ritsuryō* 律令 system, and prohibited in the 3rd of *Tempyō-Shohō* 天平勝宝; on the other hand, *Eibai* 永売 of *Konden* 墾田 or *Entakuchi* 園宅地 had been constantly carried on since the early period of *Ritsuryō* system. So since the prohibition of the pledge of real estate there arose the trend on the pretense of *Eibai*, which was carry out as a way to evade *Tokuseirei* 徳政令 in the Middle Ages, its origin can be traced back to the Ancient Times; at the same time this practises was not secondarily born for the evasion of the pledge prohibition, but was substantially based on indivisibility between *Eibai* of land and the pledge of real estate. To explain that this indivisibility was based on the ancient social structure, character of ancient land ownership should be proved; we examined the controversy and its subsequent concerned works on the public or private ownership of land in the Ancient Times since Dr. *Nakata* 中田.

The result is that the state right on land was not a proprietary one; but a transcendental public power; and landownership in the Ancient Times was a phenomenon that class antagonism between nobles and peasants through the medium of land, was controlled and adjusted by this public power. The dual meaning—*Chinso* 賃租 and *Eibai*—of land dealing in the Ancient Times was the phenomenon inevitably occurred from the character in land ownership in the Ancient Times, which could be explained through our analysis of land dealing.

A Study of Tea and Horse Trade in the *Ming* 明 Dynasty

—centering around the Tea Act—

by

Mitsutaka Tani

In the *Ming* 明 dynasty *Ch'üeh-ch'a-fa* 權茶法 was at first enforced in *Szŭ-ch'uan* 四川 and *Shan-si* 陝西, and tea and horse trade was car-

ried on with *Si-fan* 西番; before the 20th of *Hung-wu* 洪武 around in *Szŭ-ch'uan* 四川, *Kuei-chou* 貴州 and *Yün-nan* 雲南 was its center, and after the time it was shifted to *Shan-si* 陝西. In the 26th of *Hung-wu* the system of '*Chin-p'ai-sin-fu*' 「金牌信符」 was established, by which about one milion *Chin* 斤 of *Pa-ch'a* 巴茶 in *Szŭ-ch'uan* should be brought to three *Ch'a-ma-szŭ* 茶馬司 in *Ho-chou* 河州, *T'ao-chou* 洮州 and *Si-ning* 西寧 by *Chün-fu* 軍夫 every three years, and was exchanged for about 14,000 horses; which had been continued till it was stopped in the 14th of *Chêng-t'ung* 正統. This is so-called *Kuan-yün* 官運, which explains that tea and horse trade in the early *Ming* was under the strong controll of government.

Since *Ch'êng-hua* 成化, however, the production of *Han-ch'a* 漢茶 in *Shan-si* 陝西 developed tremendously, which was brought to the *Ch'a-ma-szŭ* by merchants after the 3rd of *Hung-ch'ih* 弘治, that is, there began the so-called *Shang-yün* 商運. after that year, the 1st of *Chêng-tê* 正德, the way of '*Kuan-shang-tuifên*' 官商對分 was established, which means that a half of tea which arrived at the *Ch'a-ma-szu* 茶馬司 was given to merchants who were admitted to sell by themselves. This way pressed indirectly the regular tea and horse trade, and better tea or horses were occupied by the hands of merchants; which became the important object for *Mai-chieh* 買解 of *Pei-yung* 備用 horses recognized officially since the 2nd of *Chêng-tê* under the system of *Min-chien-tzu-mu* 民間孳牧 in inland.

The Gregorian Reform and the Secularization of the Monarchy-Conception in England

—From the Theocratic Monarchy to the Secular Monarchy—

by

Toshiaki Suzuki

The conception of the monarchy in the early medieval ages was the theocratic monarchy or royal theocracy, based on the friendly relations between kings and churches because of offering the latter's services to the royal administration on the one hand and of the illiteracy of lay society on the other hand. In England Edward the Confessor's and Conqueror's regime were typical of this monarchy. But in the latter half of the eleventh century this theocratic kingship was attacked